

改正案

目次

第一章・第二章（略）
第三章 商工組合及び商工組合連合会
第一節（第三節）（略）
第四節 設立、管理、解散及び清算並びに合併（第四十一条―第四十七条）
第五節（第九節）（略）
第四章 組織変更
第一節（略）
第二節 株式会社への組織変更（第百条の三―第百条の十四）
第五章（第六章）（略）
附則

第二条 削除

（中小企業者の定義）

第五条 この章及び次章において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する

現行

目次

第一章・第二章（略）
第三章 （同上）
第一節（第三節）（略）
第四節 設立、管理、解散及び清算（第四十一条―第四十七条）
第五節（第九節）（略）
第四章 （同上）
第一節 （略）
第二節 株式会社又は有限会社への組織変更（第百条の三―第百条の十六）
第五章（第六章）（略）
附則

（登記）

第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（中小企業者の定義）

第五条 （同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する

る事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(名称)

第五条の四 (略)

2 (略)

3 協業組合の名称については、会社法(平成十七年法律第 号)第八条(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)の規定を準用する。

(定款)

第五条の十八 協業組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 十一 (略)

十二 公告方法(協業組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。)

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存続期間又は解散の原因を定めたときはその期間又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(特別の議決)

第五条の十九 次の事項は、議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 六 (略)

七 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

八 理事(第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された理事に限る。)の解任

九 監事の解任

2 (略)

(解任)

第五条の二十一 役員は、いつでも、総会の決議によつて解任することができる。

事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(名称)

第五条の四 (略)

2 (略)

3 協業組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(定款)

第五条の十八 協業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 十一 (略)

十二 公告の方法

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(特別の議決)

第五条の十九 (同上)

一 六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

第五条の二十一 削除

21 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、協業組合に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(準用)

第五条の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九条(第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十条から第二十二号まで(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、協同組合法第十九条第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。)」と、協同組合法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、協同組合法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項から第八項まで(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)、第三十条及び第三十二条(成立の時期等)の規定を準用する。

3 協業組合の管理については、協同組合法第四十条の二(組合員名簿)、第三十三条第四項から第八項まで(定款)、第三十四条(規約)、第三十四条の二(定款の備置き及び閲覧等)、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十一条まで、第四十三号から第五十号まで、第五十一条(第一項第四号を除く。)、第五十二条(第三項を除く。)、第五十三条の二から第五十四号まで(役員、総会等)、第五十六条から第五十七号まで(出資一口の金額の減少)、第五十八号第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)並びに会社法第三百四十二条(第六項を除く。)(累積投票による取締役の選任)の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、協同組合法第三十五条第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、協同組合法第三十五条の二、第四十八号及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一条第二項、第四十五号第一項、第四十七号第二項及び第四十八号中「総組合員」とあるのは「議決権の総数」と、「以上」とあるのは「以上に当たる議決権を有する組合員」と、協同組合法第五十一条第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項

(準用)

第五条の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九条(第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十条から第二十二号まで(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、同法第十九条第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。)」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)、第三十条及び第三十二条(成立の時期等)の規定を準用する。

3 協業組合の管理については、協同組合法第三十四条(規約)、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六号の三まで、第三十七号第一項、第三十八号から第四十条の二まで、第四十二号から第五十号まで、第五十一条(第一項第四号を除く。)、第五十二条(第三項を除く。)、第五十四号(役員、総会等)、第五十六号、第五十七号(出資一口の金額の減少)、第五十八号第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)並びに商法第二百五十六号ノ三(第三項を除く。)(累積投票)並びに第二百五十七号第一項及び第二項(解任)の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、同法第三十五条第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、同法第三十五条の二、第四十八号及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十条の二及び第四十五号第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七号第二項及び第四十八号中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第五十一条第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体

から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第五十二條第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、会社法第三百四十二條第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項並びに第六十九條第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四條第四項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第五項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五條第四項本文」と、協同組合法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「第三十六條の五から第三十八條の四まで」とあるのは「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十七條第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條から第八十四條第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号並びに第九十八條第二項第二号を除く。（登記）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六條第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 (略)

(名称)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 組合の名称については、会社法第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を

の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第五十二條第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、商法第二百五十六條ノ三第七項中「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ電磁的方法方行ハル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同法第二百五十七條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十六條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二條第二項、第六十三條第三項及び第六十五條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第六十四條第三項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第四項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えられた第三十五條第四項本文」と、同法第六十九條中「第三十六條の二から第四十條の二まで」とあるのは「第三十六條の二、第三十六條の三、第三十七條第一項、第三十八條から第四十條の二まで」と、「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル組合員」と読み替えるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條（第二項第三号、第三項及び第四項を除く。）、第八十四條から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條及び第一百條から第一百三條まで（登記）の規定を準用する。この場合において、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と、同法第九十七條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6 (略)

(名称)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 組合の名称については、商法第十九條から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

準用する。

(加入)

第三十七条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四条第一項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 (略)

第四節 設立、管理、解散及び清算並びに合併

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 十二 (略)

十三 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下この章において同じ。)

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又はその原因を記載し、又は記録しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(移行)

第四十五条 (略)

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 五 (略)

6 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三

(加入)

第三十七条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四条第一項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 (略)

第四節 設立、管理、解散及び清算

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。

一 六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込の方法

八 十二 (略)

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(移行)

第四十五条 (略)

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 五 (略)

6 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三

項（出資の第一回の払込みの金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。

第四十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻）、第五十六条から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九條」とあるのは、「第五十條」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七條 組合の設立については、協同組合法第二十七條（創立總會）、第二十八條（理事への事務引継）、第三十條及び第三十二條（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、協同組合法第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）の規定を準用する。

2 組合の管理については、協同組合法第十條の二（組合員名簿）、第三十三條第四項から第八項まで（定款）及び第三十四條の二から第五十五條まで（役員、總會、總代会等）の規定を、出資組合の管理については、協同組合法第五十六條から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條（剰余金の配当）並びに第六十一條（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十五條の二、第四十八條及び第五十一條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一條第二項及び第四十五條第二項中「總組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「總組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「總組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、協同組合法第四十二條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「總組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、協同組合法第四十二條第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した會員の議決権の過半数の議決権を有する會員）」と、協同組合法第五十一條第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第二項」と、協同組合法第五十三條中「總組合員の半数以上」とあるのは「總組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の半数以上に當る議決権を有する會員）」と読み替えるものとする。

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第

項（出資の第一回の払込みの金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。

第四十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻）、第五十六条及び第五十七條（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九條」とあるのは、「第五十條」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七條 組合の設立については、協同組合法第二十七條（創立總會）、第二十八條（理事への事務引継）、第三十條及び第三十二條（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）の規定を準用する。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五條から第五十五條まで（役員、總會、總代会等）の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六條、第五十七條（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條（剰余金の配当）並びに第六十一條（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條及び第五十一條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十條の二及び第四十五條第一項中「總組合員の十分の一以上」とあるのは「總組合員の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、同法第四十一條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の五分の一以上」とあるのは「總組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、同法第四十一條第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した會員の議決権の過半数の議決権を有する會員）」と、同法第五十一條第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第二項」と、同法第五十三條中「總組合員の半数以上」とあるのは「總組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の半数以上に當る議決権を有する會員）」と読み替えるものとする。

3 組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第

六十三条から第六十七条まで（これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除く。）、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六百六条第四項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十六條第一項並びに第六十九條第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

（設立の登記）

第四十八条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込み）があつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項（非出資組合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を登記しなければならない。

一（三）（略）

四 事務所の所在場所

五 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又は原因

七（略）

（削る）

八 公告方法

九 前条第二項において準用する協同組合法第三十三条第四項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この号において同じ。）を公告方法とするものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 前条第二項において準用する協同組合法第三十三条第五項後段の規定による定款の定

一 項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算）の規定を、出資組合の合併については、同法第六十三條第二項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項第五号中「第六百六条第四項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項及び同法第六十三條第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、同法第六十九條中「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上（商工組合連合会ニ在リテハ議決権ノ總數ノ五分ノ一以上ニ當ル議決権ヲ有スル會員）」と読み替えるものとする。

（設立の登記）

第四十八条 組合は、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項（非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。）を掲げなければならない。

一（三）（略）

四 事務所

五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因

七（略）

八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

九 公告の方法

（新設）

めがあるときは、その定め
(削る)

(移行の登記)

第四十九条 非出資組合は、出資組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、前条第二項第五号に掲げる事項を登記しなければならない。

第五十条 出資組合は、非出資組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から二週間以内に、第四十八条第二項第五号に掲げる事項の登記を抹消しなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一条 組合の設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2| 設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(移行の登記の申請)

第五十二条 第四十九条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第

3| 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(移行の登記)

第四十九条 非出資組合は、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項第五号の事項を登記しなければならない。

第五十条 出資組合は、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、第四十八条第二項第五号の事項の登記を抹消しなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一条 (新設)

1| 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2| 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

3| 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(移行の登記の申請)

第五十二条 第四十九条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第

三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該非出資組合への移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第八十五条から第百三条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは第四項各号」とあり、及び協同組合法第百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の登記）

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第九十一条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十四条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第百条（解散の登記の申請）の規定を、協業組合についてする登記に

三項において準用する協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し若しくは財産を信託したこと又は非出資組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の二から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第九十五条第一項及び第三項、第九十七条並びに第百条から第百三条まで（登記）の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六条第二項及び第九十五条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条並びに第九十五条第一項中「第八十三条第二項」とあり、同法第八十五条第一項及び第九十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第八十六条第二項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十七条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百三条中「中小企業等協同組合法第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

（組織変更の登記）

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第八十八条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十三条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第九十七条第一項（解散の登記の申請）の規定を、協業組合について

については協同組合法第九十八條第二項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第九十一條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合についてする登記については、協同組合法第百條（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第九十八條第二項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第九十一條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第百條（解散の登記の申請）の規定を、商工組合についてする登記については、第五十一條第二項の規定を準用する。

第百條の二 前三條の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十六條並びに第七十八條第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

第二節 株式会社への組織変更

（組織変更）

第百條の三 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

（組織変更計画の承認等）

第百條の四 組合は、前條の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

（削る）

2| 前項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三條に規定する議決に、協業組合については第五條の十九第一項に規定する議決によらなければならない。

する登記については協同組合法第九十三條第一項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第八十八條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合についてする登記については、協同組合法第九十七條第一項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、同法第九十三條第一項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第九十七條第一項（解散の登記の申請）の規定を、商工組合についてする登記については、第五十一條第一項の規定を準用する。

第百條の二 前三條の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十一條並びに第七十三條第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

第二節 株式会社又は有限会社への組織変更

（組織変更）

第百條の三 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社又は有限会社（以下「会社」という。）になることができる。

（組織変更計画書の承認等）

第百條の四 組合は、前條の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2| 前項の総会においては、その議決により、定款その他会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

3| 前二項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三條に規定する議決に、協業組合については第五條の十九第一項に規定する議決によらなければならない。

3| (略)

4| 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条第一項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の適用については、協同組合法第四十九条第一項中「十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前まで」とあるのは「二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前まで」と、「会議の目的である事項」とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社の定款」とする。

（削る）

5| 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下この節において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする組合の組合員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする組合の組合員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（組織変更の議決の公告等）

第百条の五（略）

4| (略)

5| 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の適用については、協同組合法第四十九条中「十日前まで」とあるのは「二週間前まで」と、「会議の目的たる事項」とあるのは「会議の目的たる事項、組織変更計画書の要領、組織変更後の会社の定款及び中小企業団体の組織に関する法律第百条の四第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」とする。

6| 組合は、組織変更計画書において、政令で定める事項を記載しなければならない。
（新設）

（組織変更の議決の公告等）

第百条の五（略）

2 組織変更をする組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

3 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による定款の定めに従い、協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

6 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更に対する組合員の持分払戻請求権）

第百条の六 組織変更を行う組合の組合員で、第百条の四第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該組合を脱退することができる。

2 （略）

3 前項の場合には、効力発生日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

（組合員への株式等の割当て）

第百条の七 組織変更を行う組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は金銭の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

2 前項の場合については、商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（組織変更に対する組合員の持分払戻請求権）

第百条の六 組織変更を行う組合の組合員で、第百条の四第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該組合を脱退することができる。

2 （略）

3 前項の場合には、組織変更の日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

（組合員への株式又は持分の割当て）

第百条の七 組織変更を行う組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は持分の割当ては、組合員の出資口数に応じてなければならない。

3 前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

（資本準備金として計上すべき額等）

第百条の八 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（削る）

（質権の効力）

第百条の九 組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき株式又は金銭について存在する。

2 （略）

（組織変更の効力の発生等）

第百条の十 組織変更をする組合は、効力発生日に、株式会社となる。

2 組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第百条の四第五項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第百条の五の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

3 前二項の株式又は持分の割当てについては、商法第二百二十条第一項から第三項まで（一株に満たない端数に關する処置）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百六条第一項（管轄裁判所）及び第三百二十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定を準用する。

4 第一項の規定により組合員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第百六十六條第一項第六号及び第四項（定款の記載事項）に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

（新会社の資本及び理事のてん補責任）

第百条の八 組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の当時の組合の理事は、組織変更後の会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

（準備金の積立て）

第百条の九 組織変更後の会社は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額については、商法第二百八十八条ノ二第一項（資本準備金）の資本準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の残額については、商法第二百八十八条ノ二第五項（合併の場合の準備金の積立て）の規定を準用する。この場合において、同項中「合併ニ因り消滅シタル会社ノ利益準備金」とあるのは「組織変更前ノ事業協同組合、企業組合又ハ協業組合ノ準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ準備金」と読み替えるものとする。

（質権の効力）

第百条の十 組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 （略）

（新設）

(組織変更の届出)

第百条の十一 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に、それぞれ届け出なければならない。

(登記)

第百条の十一 組合は、組織変更に必要な行為を終つてから、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の組合については協同組合法第八十八条(第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。)の登記を、組織変更後の株式会社については商法第百八十八条第二項に規定する登記を、組織変更後の有限会社については有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2| 前項に規定する組織変更後の株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合における商法第百八十八条第二項に規定する登記においては、同項第七号(監査役に関する部分に限る。)及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、商法特例法第二十一条の三十四各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3| 第一項の規定により組織変更後の会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条(申請書の添付書面)に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十条(有限会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組合の総会の議事録

四 第百条の五第一項の公告をしたことを証する書面

五 第百条の五第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を証する書面

七 会社の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役員及び代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

八 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

4| 第一項の登記については、商業登記法第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定を準用する。

（組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第百条の十二 組織変更後株式会社は、第百条の五に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2| 組織変更後株式会社株主及び債権者は、組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（組織変更の無効の訴え）

第百条の十三 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

（組織変更の登記）

第百条の十四 組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の組合については協同組合法第九十一条（第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九十一条の登記をしなければならない。

2| 前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条（申請書の添付書面）に定める書面及び同法第四十六条（添付書面の通則）に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組合の総会の議事録

四 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の

（組織変更の効力発生）

第百条の十二 組織変更は、本店の所在地において前条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

（株主又は社員となる時期）

第百条の十三 組織変更を行う組合の組合員で第百条の七第一項の規定により株式又は持分を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主又は社員となる。

2| 前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五条第二号（株券の記載事項）に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六条（株券発行の時期）に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

（組織変更の届出）

第百条の十四 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第九十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に届け出なければならない。

範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後株式会社の子会社の子会社又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七 第百条の五第一項の規定による公告をしたことを証する書面

八 第百条の五第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による定款の定めに従い協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

3| 第一項の登記については、商業登記法第七十六条及び第七十八条（組織変更の登記）の規定を準用する。

（削る）

（削る）

（組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第百条の十五 会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、第百条の五に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2| 前項の書面については、商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（合併契約書等の閲覧等）の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第一項に掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第百条の十五第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

（組織変更無効の訴え）

第百条の十六 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2| 前項の訴えについては、商法第八十八条（管轄裁判所）、第百五条第二項及び第三項、第百六条、第百八条から第百十条まで（合併無効の訴え）、第二百四十九条（担保の提供）並びに第四百十五条第二項（提起権者）並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ六（設立無効の登記）及び第四百四十条（裁判の謄本の添付）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」

と読み替えるものとする。

第百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の四第一項の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第百条の十三に規定する訴えの提起

2 (略)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第百七条 第六十七条の規定による命令に違反した商工組合又は商工組合連合会の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百八条 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百八条の二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対しても、各本条の刑を科する。

第百十条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員又は株式会社取締役若しくは執行役(会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七十七条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

第百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の八第一項の純資産額につき官公署又は第百条の四第一項の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条 (同上)

一 (略)

二 第百条の十六第一項に規定する訴えの提起

2 (略)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第百七条 第六十七条の規定による命令に違反した商工組合又は商工組合連合会の理事は、二十万円以下の罰金に処する。

第百八条 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、二十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本条の刑を科する。

第百十条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員、株式会社取締役若しくは執行役(商法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を

一 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 正当な理由がないのに、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。

三 第百条の四の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき。

四 第百条の五第一項又は同条第三項の規定による公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

五 第百条の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第百条の十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かないとき。

七 第百条の十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項であつて主務省令で定める方法により表示されたものの閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第百条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第百十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による登記（第百条の十四第一項に定める登記を除く。）をすることを怠つたとき。

二 （略）

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条の二十三第一項若しくは第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第二項の規定、第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第五項若しくは第六項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反し

含む。）の職務代行者を含む。）又は有限会社の取締役（有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二又は有限会社法第三十二条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第百条の四の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二 第百条の五第一項又は同条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項までに定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第百条の九第一項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

四 第百条の十一第一項に定める登記を怠つたとき。

五 第百条の十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第百条の十五第一項の規定に違反して、書面を備え置かないとき。

七 第百条の十五第二項において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第百十一条 （同上）

一 この法律に定める登記（第百条の十一第一項に定める登記を除く。）を怠つたとき。

二 （略）

第百十三条 不正の競争の目的で、登記された協業組合、商工組合又は商工組合連合会の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、十万円以下の過料に処する。第五条の四第三項又は第八条第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

て、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四条の二若しくは第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

四 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

五 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

六 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条の二の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定に違反したとき。

七 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

八 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七

条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七條第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八條の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十一 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十六條の規定に違反したとき。

十二 第五条の二十三第三項、第四十六條第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六條第一項の規定若しくは第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六條の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項若しくは第六十三條の六第四項において準用する協同組合法第五十六條の二第五項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六條の二第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項又は第六十三條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十八條第一項から第三項までの規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十九條第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

十五 出資組合が、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第六十一條の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十六 清算の結了を遅延させる目的で、第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十八 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

十九 第五条の二十三第六項又は第七十一条において準用する協同組合法第百五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第四十条において準用する協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

第百十四条 第五条の四第三項又は第八条第四項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第百十四条 商工組合又は商工組合連合会については、協同組合法第百十五条第三号から第十号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、組合員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会については、同条第十二号から第十四号までの規定を、協業組合については、同条第四号から第十九号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、商工組合、商工組合連合会又は協業組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

(定義)
第一条の二（略）

(定義)
第一条の二（略）

2 この法律において「中小小売商」とは、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人である小売商（次項第二号に該当するものを除く。）をいう。

2 この法律において「中小小売商」とは、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人である小売商（次項第二号に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「大企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて

3（同上）
一（同上）

事業を営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前号イからニまでのいずれかに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議

二 前号イからニまでのいずれかに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二

決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百

百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規

七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員
の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実質的に支
配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号
において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実
質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「商工業者」とは、次のいずれか一に該当する者をいう。

一 三（略）

四 会社

（削る）

（創立総会）

第二十二条（略）

2 5（略）

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。

8 第十五条の規定は創立総会について、会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十条

第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（設立の無効の訴え）

第二十七条 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は、商工会の設立の無効

（定義）

第二条（同上）

一 三（略）

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第二項の規定により会社とみなされる

社団

五 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二条の規定により商人とみなされる有限会

社

（創立総会）

第二十二条（略）

2 5（略）

6 第十五条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（商法の準用）

第二十七条 商法第四百二十八條（監査役に係るものを除く。）（設立無効の訴え）の規定は、商工会の設立について準用する。

の訴えについて準用する。

(商工会と役員との関係)

第三十三条 商工会と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十四条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第三十五条の二 役員は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、商工会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(民法の準用)

第四十条 (削る)

(略)

(延期又は続行の決議)

第四十六条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十六条の三 総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第四十七条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係るものを除く。) は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

第三十三条 削除

(新設)

(新設)

(商法等の準用)

第四十条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ三(取締役の義務)及び第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)の規定は、役員について準用する。

2| (略)

(新設)

(新設)

(商法の準用)

第四十七条 商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係るものを除く。) は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会法第四十三条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

〔合併の無効の訴え〕

第五十二条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は商工会の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

〔民法等の準用〕

第五十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八号から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

（準用）

第五十八条 （略）

2 第三十一条から第三十六条までの規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第二号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第二号）並びに第四十七条から第四十七号までの規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項（第五号を除く。）及び」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

〔商法等の準用〕

第五十二条の七 商法第四百十五条（監査役に係るものを除く。）（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五号ノ八（債務の負担部分の決定）の規定は、商工会の合併について準用する。

〔民法の準用〕

第五十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八号から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

（準用）

第五十八条 （略）

2 第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで及び第四十条第一項の規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条、第三十九条及び第四十条第二項の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第二号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第二号）並びに第四十七条の規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項（第五号を除く。）及び」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

第六十五条 （同上）

一・二 （略）

三 第二十二号第六項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）、第二十七号（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）若しくは第四十七号（第五十八条第四

四〃八 (略)
九 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

項において準用する場合を含む。)において準用する商法の規定若しくは第五十五条(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
四〃八 (略)
九 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

改正案

現行

(定款) 第九条 組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。 一 十三 (略) 十四 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。） 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又はその原因を記載し、又は記録しなければならない。 3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載し、又は記録しなければならない。 4 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。 一 官報に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。） 5 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。 6 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日 7 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第九条第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(定款) 第九条 (同上) 一 十三 (略) 十四 公告の方法 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。 3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設)
---	--

81 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款

の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(準用)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第四条第二項(住所)、第十條の二(第一項第三号を除く。)、第十一條、第十三條、第十八條、第十九條(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條(設立)、第三十四條の二、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條(第五号を除く。)、第五十三條の二から第五十四條まで(総会)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算並びに合併)、第八十三條から第百三條まで(第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号、第九十六條第二項、第九十八條第二項第二号並びに第九十九條第二項を除く。)(登記)並びに第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二(雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一條第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十四條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込み」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八條第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五條第二項若しくは第百五條

(新設)

(準用)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二條(登記)、第四條第二項(住所)、第十一條、第十三條、第十八條、第十九條(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條(設立)、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條、第三十八條の二、第三十九條(第三項第三号を除く。)、第四十條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條(第五号を除く。)、第五十四條(総会)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條から第六十六條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十六條の二から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第百條から第百三條まで(登記)、第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項、第百六條の二(雑則)並びに第百十五條第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十五号から第十九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第二項、第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一條第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十三條第一項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五條第二項若しくは第百五條

の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
(罰)

第十九条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第九条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(過料)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第九条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条第一項から第三項までの規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは

の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条 組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十五 清算の結了を遅延させる目的で、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第

六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき

十六 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十七 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

十八 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第五百二條の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十九 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第五百二條の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十四條 第四條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二十五條 次の場合には、組合の役員は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第二十條 第四條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十一條 次の場合には、組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

改正案

現行

（許可の申請）

第十二条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 （略）

2・3 （略）

（許可の基準）

第十五条 経済産業大臣は、第十一条の許可の申請をした者が次の各号の一に該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

一 （略）

二 資本金又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四〽八 （略）

2・3 （略）

（承継）

第十八条の六 許可割賦販売業者が事業の全部を譲渡し、又は許可割賦販売業者について合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、その許可割賦販売業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第一項第二号又は同項第六号から第八号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 （略）

（改善命令）

第二十条の二 経済産業大臣は、許可割賦販売業者の財産の状況又は前払式割賦販売に係る業

（許可の申請）

第十二条 （同上）

一・二 （略）

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 （略）

2・3 （略）

（許可の基準）

第十五条 （同上）

一 （略）

二 資本金又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四〽八 （略）

2・3 （略）

（承継）

第十八条の六 許可割賦販売業者が営業の全部を譲渡し、又は許可割賦販売業者について合併若しくは分割（当該営業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人は、その許可割賦販売業者の地位を承継する。ただし、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人が第十五条第一項第二号又は同項第六号から第八号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 （略）

（改善命令）

第二十条の二 （同上）

務の運営が次の各号の一に該当する場合において、購入者を保護するため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該許可割賦販売業者に対し、財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 一事業年度の収益の額の費用の額に対する比率が経済産業省令で定める率を下つた場合
二・三 (略)

2 (略)

(契約の解除)

第二十七条 許可割賦販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

一 四 (略)

五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六 (略)

2 (略)

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

2・3 (略)

(登録の拒否)

第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 資本金又は出資の額が第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

一 一営業年度の収益の額の費用の額に対する比率が経済産業省令で定める率を下つた場合
二・三 (略)

2 (略)

(契約の解除)

第二十七条 (同上)

一 四 (略)

五 破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六 (略)

2 (略)

(登録の申請)

第三十二条 (同上)

一・二 (略)

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

2・3 (略)

(登録の拒否)

第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 資本金又は出資の額が第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四〇六 (略) 2 (略)	四〇六 (略) 2 (略)
(指定) 第三十五条の四 (略) 2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	(指定) 第三十五条の四 (略) 2 (同上)
一・二 (略) 三 資本金の額及び役員の氏名 3・4 (略)	一・二 (略) 三 資本金の額及び役員の氏名 3・4 (略)
(指定の基準) 第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。 一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でない者 二 前号に掲げるもののほか、その行おうとする受託事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しない者 三〇七 (略)	(指定の基準) 第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。 一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でない者 二 前号に掲げるもののほか、その行なおうとする受託事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しない者 三〇七 (略)

改正案

現行

（登録の基準）

第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）
第三十一条（同上）

一（略）

二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一（略）
二（同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

ハ（略）

2（略）

2（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

改正案

現行

(名称) 第五条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。 第十四条 (略) 2 (略) 3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。 4 (略) (創立総会) 第三十五条 (略) 2、5 (略) 6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。 7 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 8 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。	(名称) 第五条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。 第十四条 (略) 2 (略) 3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。 4 (略) (創立総会) 第三十五条 (略) 2、5 (略) 6 創立総会については、第二十一条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「商店街振興組合法第三十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。 (新設)
---	---

）を準用する。

（会社法の準用）

第四十一条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（株式会社設立の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（定款）

第四十二条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 十三 （略）

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

（組合と役員との関係）

第四十五条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第四十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（忠実義務）

第四十六条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

第四十八条 （略）

2 （略）

3 第一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第一項の理事の数に算入しない。

（商法の準用）

第四十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条（監査役に係る部分を除く。）（株式会社設立の無効）の規定を準用する。

（定款）

第四十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 十三 （略）

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第四十八条 （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

5| 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

6| 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録されている事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

7| 理事会の招集については、会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。

（理事の責任）

第五十一条（略）

2（略）

3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5| 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

（組合を代表する理事）

第五十一条の二 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。

2| 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3| 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）、第三百五十四条（表見代表取締役）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

（定款その他の書類の備置き及び閲覧等）

第五十二条 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（理事の責任）

第五十一条（略）

2（略）

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項（取締役の責任）の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第五十二条 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一（三）（略）

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等（定款、規約、組合員名簿並びに総会及び理事会の議事録をいう。次号において同じ。）が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等）

第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下この条において「決算関係書類」という。）を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。（削る）

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（会計帳簿等の作成及び閲覧等）

第五十四条 組合は、経済産業省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んで

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一（三）（略）

4 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等）

第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

（新設）

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合においては、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（会計帳簿等の閲覧等）

第五十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

はならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（会社法等の準用）

第五十六条 理事及び監事については会社法第四百三十条（役員等の連帯責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、理事については同法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を、監事については第五十一条並びに同法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四項第二号並びに同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十九条第五項中「子会社」とあるのは「子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。）に」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「理事が」と、「他の役員等」とあるのは「監事も」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会招集の決定）

第五十九条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

（通知又は催告）

第六十一条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合に

（商法等の準用）

第五十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法第五十五条（理事の代理行為の委任）、商法第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十四条第一項及び第二項（小会社と取締役との間の訴えについての会社代表）の規定を、監事については、第五十一条、商法第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）及び第三項（報告を求め調査をする権限）の規定を、理事会については、商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の招集）、第二百六十条ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同法第三項中「第一項」とあるのは「商店街振興組合法第四十八条第一項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

（新設）

（通知又は催告）

第六十一条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよ

あつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 (略)

(延期又は続行の決議)

第六十四条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第六十条の規定は、適用しない。

(議事録)

第六十四条の三 総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(会社法の準用)

第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第六十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（株式会社の資本金減少の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

(合併の手続)

第七十三条 (略)

2 組合の合併については、第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

3・4 (略)

(合併の無効の訴え)

い。

2 (略)

(新設)

(新設)

(商法の準用)

第六十五条 総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商店街振興組合法第六十条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

第六十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（監査役に係る部分を除く。）、（株式会社の資本金減少の無効）の規定を準用する。

(合併の手続)

第七十三条 (略)

2 組合の合併については、第六十六条及び第六十七条の規定を準用する。

3・4 (略)

(商法等の準用)

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、「第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）」、「第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併無効の訴え）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、「第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。」

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、「第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）」、「第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、「第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」、「第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四十五條の二、第四十六条の二から第五十四条まで、第五十八條第二項から第四項まで、第五十九條及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十條第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、第五十三条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条 組合の合併については、商法第四百条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（商法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については、商法第百六条、第百二十四条、第百二十五条、「第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百七十七條第二項、第四百十八條、第四百十九條第一項及び第三項本文、第四百二十一条から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條第一項及び第三項（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第四百七条から第五十四條まで、第五十八條第二項から第四項まで及び第五十九條、商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ三（取締役の義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の招集）、第二百六十條ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二、第二百六十八條ノ三（取締役に対する訴え）並びに第二百七十二條（株主の差止請求権）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（小会社と取締役との間の訴え）についての会社代表）の規定を準用する。この場合において、第五十三條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百六十條ノ二第二項中「前項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「商店街振興組合法第七十八條二於テ準用スル同法第四十八條第一項」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八十条 組合員たる事業者が次の各号のいずれかに掲げる者である組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十二條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

二 (略)

第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十二条 組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三條第一項の規定に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 (略)

六 第三十五條第七項の規定、第四十八條第五項若しくは第五十二條第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十八條において準用する場合を含む。）の規定又は第六十四條の三の規定に違反して、議事録を作成せず、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、議事録を備え置かず、

条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主の議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八十条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

二 (略)

第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十二条 組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 (略)

六 第三十五條第六項若しくは第六十五條において準用する商法第二百四十四條第一項から第三項まで、第五十六條若しくは第七十八條において準用する商法第二百六十條ノ四第一項から第三項まで又は第七十八條において準用する商法第四百十九條第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載す

又は正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

七十九 (略)

十 第五十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第五十三条第一項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、定款、規約、組合員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは剰余金処分案若しくは損失処理案を備え置かず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十四条第二項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第七十八条において準用する同法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 (略)

十四 第六十六条第二項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、又は第七十三条第二項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 (略)

十七 第七十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十八条において準用する会社法第四百九十二条第一項又は第五百七条第一項の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十八条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十八条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十一 第七十八条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分

べき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七十九 (略)

十 第五十二条又は第五十三条（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき^一。

十一 第五十四条（第七十八条において準用する場合を含む。）又は第五十六条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき^一。

十二 第五十六条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項又は第七十八条において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 (略)

十四 第六十六条第二項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十三条第二項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 (略)

十七 第七十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十八条において準用する商法第三百十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十八条において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

（新設）

配したとき。

二十二 第八十二条の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 (略)

第九十四条 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十一 第八十二条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十二 (略)

第九十四条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

改正案

現行

（代表取締役等の選定等の決議）

第四条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第四条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。）の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

（事業の範囲）

第五条 （同上）

一 資本金の額が三億円以下の株式会社設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

一 資本金の額が三億円以下の株式会社設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 資本金の額が三億円以下の株式会社発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

二 資本金の額が三億円以下の株式会社発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「新株等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社（の依頼に依拠して、経営又は技術の指導を行う事業

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している株式会社（の依頼に依拠して、経営又は技術の指導を行う事業

五 （略）

五 （略）

2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。

一 会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社（の資本金の額が政令で定める額（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けることが特に必要であると認める場合において、経済産業大

2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項第二号又は第三号の規定による新株等の引受けをしてはならない。

一 会社が新株を引き受ける場合において、当該引受けに係る新株の発行後のその株式会社（の資本金の額が政令で定める額（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて新株を引き受けることが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣

臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時にあって、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の本額の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

（事業に関する規則）

第六条 （略）

2 前項の規則には、次の事項を定めておかなければならない。

一 株式の引受けの対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分の方法

二 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この号において同じ。）の引受けの対象業種、新株予約権の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受けの限度及び新株予約権の行使の時期

三・四 （略）

（事業計画等）

第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資本計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（貸借対照表等の提出）

第九条 会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びに剰余金の処分の決議に関する資料（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（罰則）

第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行

の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時にあって、当該引受けに係る新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）のすべてが行使されたものとすればその株式会社の本額の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

（事業に関する規則）

第六条 （略）

2 （同上）

一 株式会社の設立に際して発行する株式及び新株の引受け（以下「株式の引受け」という。）の対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分の方法

二 新株予約権の引受けの対象業種、新株予約権の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受けの限度及び新株予約権の行使の時期

三・四 （略）

（事業計画等）

第七条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資本計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（貸借対照表等の提出）

第九条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告並びに利益金の処分の決議に関する資料（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（罰則）

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十四条の二 第十三条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例による。

第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、株式等を引き受けたとき。

二・三 (略)

四 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告又は剰余金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五 (略)

2 (略)

(新設)

第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、新株等を引き受けたとき。

二・三 (略)

四 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告又は利益金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下で、かつ、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

2 (略)

(定義)

第二条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下で、かつ、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

2 (略)

改正案

現行

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

25（略）

25（略）

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下
の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 (略)

2 (略)

(定義)

第二条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下
の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 (略)

2 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

- 2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

一〜五 (略)

3 (略)

- 4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

(定義)

第二条 (同上)

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

- 2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

一〜五 (略)

3 (略)

- 4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（略）

（高度化事業計画の認定等）

第四条（略）

2（略）

3 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第四号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一・二（略）

三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額

（定義）

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（略）

（高度化事業計画の認定等）

第四条（略）

2（略）

3（同上）

一・二（略）

三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者ととともに資本金の額若

若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

イ・ロ (略)

四 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

4 第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第二号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一 (略)

二 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

5 9 (略)

しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

イ・ロ (略)

四 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

4 (同上)

一 (略)

二 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

5 9 (略)

改正案

現行

(定義) 第四条 (略) 2 (略) 3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号の三から第五号までのいずれかに該当するものをいう。 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四 六 (略) 4 (略) 5 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。 一 五 (略) 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当	
(定義) 第四条 (略) 2 (略) 3 (同上) 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四 六 (略) 4 (略) 5 (同上) 一 五 (略) 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該	

該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七
(略)

会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七
(略)

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定会社」とは、資本金の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含む。）と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定会社」とは、資本の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含む。）と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。

改正案

現行

（登録の基準）

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）
第六十九条 （同上）

一 （略）

二 登録申請者が、第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者（以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一 （略）
二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分公社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分公社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

イ 登録申請者が株式会社又は有有限会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分公社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分公社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名公社又は合資公社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（登録の基準）

第五十三条 経済産業大臣は、第五十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）

第五十三条 （同上）

一 （略）

二 登録申請者が、第四十七条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第五十八条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一 （略）
二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

ハ （略）

2 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第五十八条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三条の二第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十八条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三条の二第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（登録の基準）

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一（略）

二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十三条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（登録の基準）

第十八条 （同上）

一（略）

二（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

改正案

現行

（登録の基準）

第十七条の十五 経済産業大臣は、第十七条の十三の規定により分析機関の登録を申請した者（以下この項において「分析機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 （略）

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者又は第十七条の四第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者（以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 分析機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める揮発油販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第十七条の十九 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（登録の基準）

第十七条の十五 （同上）

一・二 （略）

三 （同上）

イ 分析機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める揮発油販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十九 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（次項第二号に掲げる者を除く。）をいう。

(定義)

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「大企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 前項各号のいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

二 前項各号のいずれかに該当する会社であつて、前号に掲げる者がその会社に対し、その

総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の

規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

が可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2（同上）

一 前項各号の一に該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

二 前項各号の一に該当する会社であつて、前号に掲げる者がその会社に対し、その総株主

又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の二分

の一以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

が可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに関し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること。

二（略）

3（略）

(定義)

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（同上）

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。

二（略）

3（略）

改正案

現行

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第四十七条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十九条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

第四十七条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十九条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2
（略）

2
（略）

改正案

現行

（深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割）
第十八条（略）

（深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割）
第十八条（略）

2 深海底鉱業者たる法人の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。深海底鉱業者を分割をする法人とする分割でその深海底鉱業の全部若しくは一部を承継させるもの又は深海底鉱業者を分割により事業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

2 深海底鉱業者たる法人の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。深海底鉱業者を分割をする法人とする分割でその深海底鉱業の全部若しくは一部を承継させるもの又は深海底鉱業者を分割により営業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

3（略）

3（略）

改正案

現行

（機関登録の基準）

第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一（略）

二 機関登録申請者が、業として回路配置を創作し、半導体集積回路を製造し、又は半導体集積回路（半導体集積回路を組み込んだ物品を除く。）を輸入する者（以下この号において「回路配置創作等事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、回路配置創作等事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める回路配置創作等事業者の役員又は職員（過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（機関登録の基準）

第三十条 （同上）

一（略）

二（同上）

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、回路配置創作等事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める回路配置創作等事業者の役員又は職員（過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

改正案

現行

（登録の基準）

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）
第十九条 （同上）

一 （略）

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一 （略）
二 （同上）

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社（当該他の株式会社がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）の議決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の子会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三十七条第一項第三号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

2 （略）

（登録の基準）

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条におい

（登録の基準）
第三十七条 （同上）

て「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める同

一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。

）の割合が二分の一を超えていること。

(略)

2

一・二 (略)

三 (同上)

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員で

あった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

(略)

2

改正案

現行

（許可の申請）

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 資本金の額又は出資の総額

五（七）（略）

2 （略）

（許可の基準）

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一 資本金の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二（六）（略）

2 （略）

（変更の認可）

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本金の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（変更の届出）

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本金の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の申請）

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び住所並

（許可の申請）

第五条 （同上）

一（三）（略）

四 資本の額又は出資の総額

五（七）（略）

2 （略）

（許可の基準）

第六条 （同上）

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二（六）（略）

2 （略）

（変更の認可）

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（変更の届出）

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の申請）

第三十一条 （同上）

一・二 （略）

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年

びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本金の額

五〇七 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第三十二条 (略)

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

一 資本金の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二〇五 (略)

3 (略)

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本金の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 (略)

(営業のために締結する商品投資契約等の適用除外)

第四十六条 第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条、第二十二條から第二十四条まで(第四十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。))及び第三十五条から

法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額

五〇七 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第三十二条 (略)

2 (同上)

一 資本の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二〇五 (略)

3 (略)

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 (略)

(営業のために締結する商品投資契約等の適用除外)

第四十六条 第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条、第二十二條から第二十四条まで(第四十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。))及び第三十五条から

第三十八条までの規定については、資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。）が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第九条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本金の額若しくは出資の総額を減少した者

三 八 (略)

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

第三十八条までの規定については、資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。）が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第九条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本の額若しくは出資の総額を減少した者

三 八 (略)

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「対内投資事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 (略)

二 我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業が有するその議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）のその総株主又は総社員の議決権に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）

5・6 (略)

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一 (略)

二 我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業が有するその議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）のその総株主又は総社員の議決権に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）

5・6 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 (略)

2-8 (略)

9 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四-六

10 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、承認中小企業者若しくは承認組合等の構成員たる中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が中小企業承認事業計画に従つて特定事業活動（第二条第七項第二号に掲げるものを除く。）を行うために必要な資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が同条第八項第三号若しくは第四号に掲げる特定設備の設置若しくは改善を行うために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債

(定義)

第二条 (略)

2-8 (略)

9 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四-六

10 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、承認中小企業者若しくは承認組合等の構成員たる中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が中小企業承認事業計画に従つて特定事業活動（第二条第七項第二号に掲げるものを除く。）を行うために必要な資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が同条第八項第三号若しくは第四号に掲げる特定設備の設置若しくは改善を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定

等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有（以下「株式引受け等」と総称する。）を行うことができる。

2 前項の規定による株式引受け等を行う場合における中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、当該株式引受け等は、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有（以下「新株引受け等」と総称する。）を行うことができる。

2 前項の規定による新株引受け等を行う場合における中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、当該新株引受け等は、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一～五 （略）

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八～十一 （略）

（罰則）

第二十一条 （同上）

一～六 （略）

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無制限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八～十一 （略）

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2、4（略）

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四、六（略）

6、8（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、高度化等計画の承認を受けた中小企業者（以下「承認高度化等中小企業者」という。）のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式

（定義）

第二条（略）

2、4（略）

5（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四、六（略）

6、8（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、高度化等計画の承認を受けた中小企業者（以下「承認高度化等中小企業者」という。）のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債

、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うことができる。

2 前項の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

3 第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条 （同上）

- 一 中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

3 （同上）

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四〃六（略）	二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四〃六（略）
---	---

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百

一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

- 二 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権

（定義）

第二条（略）

2（同上）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第八条（同上）

- 一 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

- 二 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権

権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、

共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

三（略）

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七（略）

2・3 （略）

（登記）

第四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（名称）

第五条 （略）

2 （略）

3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。

4 （略）

（組合契約の効力の発生の登記）

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 （同上）

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十九条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三（略）

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五條の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七（略）

2・3 （略）

（登記）

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（名称）

第五条 （略）

2 （略）

3 組合の名称については、商法第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

4 （略）

（組合契約の効力の発生の登記）

第十七条 （同上）

一・二 (略)
三 組合の事務所の所在場所
四 (略)

(業務執行停止の仮処分等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 (略)

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 (略)

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)及び第百三十二条から第百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において投資事業有限責任組合契約に関する法律第十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三十五条 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)
三 組合の事務所
四 (略)

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 (略)

2 清算人の選任があったときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 (略)

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く)、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(類似商号登記の禁止)、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項(合名会社の登記)及び第百七条から第百二十条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

改正案

目次

第一章（略）
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第八条）
第三章（第五章）（略）
第六章 罰則（第三十九条）
附則

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〇八（略）
二〇一（略）

（削る）

現行

目次

第一章（略）
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第三条の二―第八条）
第三章（第五章）（略）
第六章 罰則（第三十九条―第四十一条）
附則

（定義）

第二条（同上）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〇八（略）
二〇一（略）

（最低資本金に関する特例）

第三条の二 第二条第二項第二号に掲げる創業者（当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

臣に提出して、その確認を受けた者に限る。)が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の日における資本の額が千万円に満たないもの(以下「確認株式会社」という。)については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間(資本の額を千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

2| 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の日における資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)については、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第九条の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

(確認の取消し)

第三条の三 経済産業大臣は、前条第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(定款への記載)

第三条の四 確認株式会社の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

2| 確認有限会社の定款には、有限会社法第六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

(株式申込証の用紙への記載)

第三条の五 確認株式会社の商法第百七十五条第一項の株式申込証の用紙には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載しなければならぬ。

(設立における払込みの証明の特例)

第三条の六 確認株式会社を設立する場合における商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

2| 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第十二条第三項において準用する商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(現物出資等の調査の特例)

第三条の七 確認株式会社を設立する場合における商法第百六十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第百七十三条第二項第一号(同法第百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2| 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第七条第二号及び第三号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第十二条ノ二第二項の規定の適用については、同項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

(設立の登記)

第三条の八 確認株式会社設立の登記においては、商法第百八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

2| 確認株式会社の設立の登記の申請書についての商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第八十条第十号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「商法第百七十条第一項又は第百七十七条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

3| 確認有限会社の設立の登記においては、有限会社法第十三条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

4| 確認有限会社の設立の登記の申請書についての商業登記法第九十五条第六号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「有限会社法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

(書面の提出等)

第三条の九 確認株式会社及び確認有限会社は、成立したときは、直ちに、当該会社の商号、成立の年月日その他の経済産業省令で定める事項について記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 確認株式会社(資本の額を千万円以上としたものを除く。第三条の十九第一項を除き、以

(削る)

(削る)

下同じ。)及び確認有限会社(資本の総額を三百万円以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ。)は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない¹。

3| 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、前二項の書面を経済産業省に備置き、その書面の提出があった日から、当該会社の設立の日から五年を経過する日(その日までに第三条の三の規定による確認の取消し又は第三条の二十第一項若しくは第二項の規定による届出があった場合には、当該取消し又は届出があった日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(事後設立の特例)

第三条の十 確認株式会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であって営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六条第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第七十三条第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六条第一項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2| 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であって営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての有限会社法第四十条第三項(同法第五十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定及び同法第四十条第四項において準用する商法第二百四十六条第三項において準用する同法第七十三条第二項第一号の規定の適用については、有限会社法第四十条第三項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「十五万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

(新株の発行等における払込みの証明の特例)

第三条の十一 確認株式会社が新株を発行する場合における商法第二百八十条ノ十四第一項及び商業登記法第八十二条第四号の規定の適用については、商法第二百八十条ノ十四第一項中「第百八十九条」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の六第一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十九条」と、商業登記法第八十二条第四号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは「商法第二百八十条ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千万円を超えることとなるときは、この限りでない。

2| 確認有限会社が資本を増加する場合における有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第三項の規定及び商業登記法第九十六条第二号の規定の適用については、有限会社

(削る)

法第五十七条において準用する同法第十二条第三項中「同法第百八十九条」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の六第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル商法第百八十九条」と、商業登記法第九十六条第二号中「から第四号までに掲げる書面」とあるのは「及び第三号に掲げる書面並びに有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該資本の増加後のその確認有限会社社の資本の総額が三百万円を超えることとなるときは、この限りでない。

(貸借対照表等の提出等)

21 第三条の十二 確認株式会社及び確認有限会社(清算中のものを除く。)は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を経済産業大臣に提出しなければならない。

22 第三条の九第三項の規定は、前項の貸借対照表(電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)について準用する。

(配当の制限等)

23 第三条の十三 確認株式会社が商法第二百九十条第一項の利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行う場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

24 確認株式会社については、商法第二百九十一条第一項の規定は、適用しない。

25 確認株式会社が商法第二百四十四条ノ三第一項(同法第二百四十四条ノ五第一項において準用する場合を含む。)、第二百四十条第一項、第二百四十一条ノ三第一項又は第二百四十四条ノ五第二項(同法第二百四十四条ノ六において準用する場合を含む。ノの規定により自己の株式を買い受ける場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百四十四条ノ三ノ二第五項、第二百四十条第三項、第二百四十条ノ二第一項及び第二百四十一条ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

26 確認有限会社が有限会社法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の利益の配当を行う場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の規定及び同項に係る有限会社法の規定を適用する。

27 確認有限会社が有限会社法第十九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。ノ)において準用する商法第二百四十四条ノ三第一項又は有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百四十条第一項の規定により自己の持分を買い受ける場合においては、当該確認

(削る)

(削る)

有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第十九条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ三ノ二第五項並びに有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百十条第三項及び第二百十条ノ二第一項の規定並びにこれらの規定に係る有限会社法の規定を適用する。

(会社の分割)

第三条の十四 確認株式会社又は確認有限会社が新設分割をする場合には、分割により設立する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

2| 確認株式会社又は確認有限会社が吸収分割をする場合には、当該確認株式会社又は当該確認有限会社から営業の全部又は一部を承継する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

(資本の減少)

第三条の十五 確認株式会社及び確認有限会社は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができない。

(解散事由の登記の抹消)

第三条の十六 確認株式会社は、その資本の額を千円以上としたときは、第三条の八第一項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

2| 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を千円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3| 確認有限会社は、その資本の総額を三百円以上としたときは、第三条の八第三項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

4| 前項の登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を三百円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

(有限会社への組織変更の特例)

第三条の十七 確認株式会社は、有限会社法第六十四条第三項の規定にかかわらず、商法第三百四十三条に定める決議によりその組織を変更して有限会社とすることができる。

(合名会社等への組織変更)

第三条の十八 確認株式会社は、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

2| 前項の場合には、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

3| 商法第百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第一項ただし書、第二項及び第五項、第六十四条ノ二並びに第六十六条の規定は、第一項の規定による確認株式会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社ニ付テハ商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第四百九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

4| 第一項の規定により合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 商業登記法第六十七条第二号及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面

5| 第一項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第七十四条の書面を添付しなければならない。

6| 商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、前二項に規定する場合について準用する。

7| 確認有限会社は、社員総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

8| 前項の場合には、有限会社法第四十八条に定める決議によらなければならない。

9| 商法第百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条ノ二、第六十六条及び第六十七条第二項の規定は、第七項の規定による確認有限会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは「合名会社ニ付テハ商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第四百九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

10| 第四項及び第六項の規定は第七項の規定により合名会社に組織変更した場合の合名会社についてする登記の申請について、第五項及び第六項の規定は第七項の規定により合資会社に組織変更した場合の合資会社についてする登記の申請について準用する。この場合において、第四項第二号中「及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面」とあるのは「に掲げる書面」と、第五項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前項各号に掲げる書類（商業登記法第九十三条第一項第五号に掲げる書面を除く。）」と読み替えるものとする。

(解散の原因)

第三条の十九 確認株式会社として設立された株式会社（登記された資本の額が千万円未満の株式会社に限る。）は、商法第四百四条各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

(削る)

- 一 資本の額を千萬元以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。
- 二 第三条の三の規定により第三条の二第一項の確認を取り消されたこと。
- 2| 確認有限会社として設立された有限会社(登記された資本の総額が三百万円未満の有限会社に限る。)は、有限会社法第六十九条第一項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。
 - 一 資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。
 - 二 前項第二号に掲げる事由

(解散等の届出)

第三条の二十 確認株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であった者
- 二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
- 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由(前条第一項各号に掲げるものを除く。)により解散したとき。その清算人
- 四 資本の額を千萬元以上としたとき。その会社
- 五 有限会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社
- 2| 確認有限会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であった者
 - 二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
 - 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由(前条第二項各号に掲げるものを除く。)により解散したとき。その清算人
 - 四 資本の総額を三百万円以上としたとき。その会社
 - 五 株式会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百

一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 新規中小企業者が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 新規中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六条 (同上)

- 一 新規中小企業者が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 新規中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を

図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 （同上）

一 中小企業者が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第二十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)、又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)、又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(削る)

(削る)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十四条 (同上)

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第四十条 第三条の九第一項若しくは第二項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

21 確認株式会社又は確認有限会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その確認株式会社又は確認有限会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その確認株式会社又は確認有限会社に対して同項の刑を科する。

第四十一条 発起人、会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者、会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項(有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。)、若しくは商法第百八十八条第四項若しくは有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者、会社を代表する役員であった者、破産管財人又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条の五の規定に違反して、株式申込証の用紙(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。))に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 第三条の八第一項又は第三項の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

三 第三条の十二第一項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは利益金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

四 第三条の十八第三項及び第九項において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定に違反して組織変更をしたとき。

五 第三条の十八第三項において準用する有限会社法第六十四条第二項の規定又は第三条の十八第九項において準用する同法第六十七条第二項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

六 第三条の十八第三項及び第九項において準用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

七 第三条の二十の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

改正案

現行

(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事业」という。）の強化を目指した事業活動であって、次に掲げるものをいう。 一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更であって、次に掲げるもの イ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者（新たに設立される法人を含む。）をいう。以下同じ。）となる場合に限り。）、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事业の開始、拡大又は能率の向上 ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限り。）、又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止 二 (略) 3 この法律において「共同事業再編」とは、過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。）にあるものとして次条に規定する基本指針に定める基準に適合する事業分野（以下「特定事業分野」という。）に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。 一 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄その他の方法により当該事業分野における供給能力を減少させるものであること。 二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他政令で定める組織の再編成を伴うものであること。 4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に	(定義) 第二条 (略) 2 (同上) 一 (同上) イ 株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者（新たに設立される法人を含む。）をいう。以下同じ。）となる場合に限り。）、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事业の開始、拡大又は能率の向上 ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、株式交換、株式移転、会社の分割、営業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限り。）、又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止 二 (略) 3 (同上) 一 (略) 二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他政令で定める組織の再編成を伴うものであること。 4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、営業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に
--	---

活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5～7 (略)

8 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四～六 (略)

9 (略)

(共同事業再編計画の認定)

第五条 (略)

2 (略)

3 共同事業再編計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金（以下「資本金等」という。）の額の減少を行おうとする場合にあつては、当該資本金等の額の減少を含む。）に関する事項

三・四 (略)

4・5 (略)

(経営資源再活用計画の認定)

第六条 (略)

活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5～7 (略)

8 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四～六 (略)

9 (略)

(共同事業再編計画の認定)

第五条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金（以下「資本金等」という。）の減少を行おうとする場合にあつては、当該資本金等の減少を含む。）に関する事項

三・四 (略)

4・5 (略)

(経営資源再活用計画の認定)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

- 一 経営資源再活用に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本等の額の減少を行おうとする場合にあっては、当該資本等の額の減少を含む。）に関する事項

二・三 (略)

5・6 (略)

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第 号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業活力再生特別措置法第十条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

第十一条 事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合（新株予約権を行使する場合を含む。）における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く

2・3 (略)

4 (同上)

- 一 経営資源再活用に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本等の減少を行おうとする場合にあっては、当該資本等の減少を含む。）に関する事項

二・三 (略)

5・6 (略)

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社又は有限会社（以下第十二条までにおいて「会社」という。）を設立する場合における当該新たに設立される会社の取締役（新たに設立される会社が株式会社であり、かつ、その設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあっては、当該新たに設立される会社の発起人）に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百七十三条第二項第一号（同法第八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条ノ二第二項の規定の適用については、商法第一百七十三条第二項第一号及び有限会社法第十二条ノ二第二項中「超エザル場合」とあるのは、「超エザル場合並ニ産業活力再生特別措置法第十条第一項に規定スル場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十条及び第九十五条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第五号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」と、同法第九十五条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第三号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

（事後設立の調査に関する特例）

第十一条 会社が認定計画に従って商法第二百四十六条第一項又は有限会社法第四十条第三項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（次条において「委員会等設置会社」という。）にあっては、執行役）については、商法第二百四十六条第二項（有限会社法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

。）」及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第十二条 認定事業再構築事業者、認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者（以下「認定事業者」と総称する。）の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者又は当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。）である株式会社であつて認定計画に従つて次に掲げる行為（第三号から第六号までについては株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定特別支配会社（産業活力特別措置法第十条第一項の認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）」と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一 事業の譲渡

二 事業の全部の譲受け

三 吸収合併

四 吸収分割

五 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

六 株式交換

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は適用しない。

一 新設合併（当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者であつて、株式会社であるものとするものに限る。）

二 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に

（新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

第十二条 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）については、商法第二百八十条ノ八第一項及び有限会社法第五十二条ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第八十二条及び第九十六条の規定の適用については、同法第八十二条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第二号の検査役の調査報告を記載した書面及び第三号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」と、同法第九十六条第二号中「第八十二条第二号から第四号までに掲げる書面」とあるのは「第八十二条第二号に掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書面を除く。）及び同条第四号に掲げる書面並びに産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

規定する場合を除く。）」

3| 前項に規定する場合において、同項各号の行為が法令又は定款に違反する場合であつて、特定関係事業者の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該特定関係事業者の株主は、当該特定関係事業者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4| 前二項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収合併であることを証する書面」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面」と、同法第六号中「書面及び認定を受けた計画に従つた新設合併であることを証する書面」と、同条第六号中「書面」とあるのは「書面（産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び吸収分割の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）」と、同法第八十五条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面」と、同法第八十六条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」と、同条第六号中「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十九条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面」とする。

(削る)

(簡易営業譲受けに関する特例)

第十二条の二 認定事業再構築事業者 認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者（以下「認定事業者」と総称する。）又はこれらの関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて営業全部の譲受けをするものに係る商法第二百四十五条ノ五第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者又はその完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。）がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。）であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等（当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）から営業全部の譲受けをする場合においては、当該営業全部の譲受けをする特定関係事業者は、同法第二百四十五条第一項の規定による決議（次項において単に「決議」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の規定により決議を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により決議を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項から第六項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

(削る)

(簡易営業譲渡に関する特例)

第十二条の三 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、認定計画に従つて、営業譲渡（商法第二百四十五条第一項第一号の営業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）であつて当該営業譲渡をする株式会社が譲り渡す財産について当該会社の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものをする場合においては、当該認定事業者又はその関係事業者である株式会社は、同項の規定による決議を得ることを要しない。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等に対して営業譲渡（当該特定関係事業者が譲り渡す財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）をする場合においては、当該営業譲渡をする特定関係事業者は、商法第二百四十五条第一項の規定による決議を得ることを要しない。

3| 商法第二百四十五条ノ五第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ六第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、商法第二百四十五条ノ五第二項、第三項及び第六項中「営業全部ノ譲受」とあるのは、「営業ノ重

要ナル一部ノ譲渡」と読み替えるものとする。

(簡易株式交換に関する特例)

第十二条の四 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて株式交換(当該株式会社が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。))となるものに限り、)をするものに係る同法第三百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五十分の一」とあるのは「十分の一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と株式交換をする場合においては、当該株式交換をする特定関係事業者は、商法第三百五十三条第一項の規定による承認(次項において単に「承認」という。)を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百五十八条第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4| 前項の特定関係事業者が第二項の株式交換により完全子会社となる会社である場合における商法第三百五十九条(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の四第二項ノ株式交換ヲ為ス」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十九条の三第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定(以下この項において単に「認定」という。)(を受けたことを証する書面(同法第十二条の四第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。))及び認定を受けた計画に従つた株式交換であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録(当該完全子会社が同法第十二条の四第二項の株式交換をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録)」と、同項第七号中「商法第三百五十九条第一項の規定による公告」とあるのは「商法第三百五十九条第一項(産業活力再生特別措置法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による公告」とする。

(簡易新設分割に関する特例)

第十二条の五 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて新設

分割（当該分割により設立する会社が分割をする会社に対し、新設分割に際して発行する株式の総数を割り当てるものに限る。次項において「特定新設分割」という。）をするものに係る商法第三百七十四条ノ六第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、新設分割（特定新設分割であつて、当該特定関係事業者が分割により設立する会社に承継させる財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）をする場合においては、当該新設分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四条第一項の規定による承認（第四項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の新設分割をする特定関係事業者である株式会社は、分割計画書を作成した日から二週間以内に、分割の時期及び商法第三百七十四条第一項の承認を受けなくて分割をする旨を公告し、又は各株主に通知しなければならない。

4| 第二項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作リタル日」トシ、第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とあるのは、「第三百七十四条ノ三第一項中「第三百七十四条第一項ノ株主総会ニ先チ」トアルハ「産業活力再生特別措置法第十二条の五第三項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ」ト、通知シ且総会ニ於テ分割計画書ノ承認ニ反対シタル」トアルハ「通知シタル」ト、第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作リタル日」トス」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の五第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」とする。

（簡易吸収分割に関する特例）

第十二条の六 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割（当該株式会社が分割をする会社となるものであつて、かつ、特定吸収分割（吸収分割

であつて、分割により營業を承継する会社は、吸収分割に際して発行する株式の総数を割り当てるものをいう。次項において同じ。）であるものに限り、（を）するものに係る商法第三百七十四条ノ二十二第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割をする会社となるもの（特定吸収分割であつて、当該特定関係事業者が營業を承継する会社に承継させる財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）に限る。以下この項において同じ。）をする場合においては、当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による承認（第四項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の吸収分割をする特定関係事業者である株式会社は、分割契約書を作成した日から二週間以内に、吸収分割の時期及び商法第三百七十四条ノ十七第一項の承認を受けないで吸収分割をする旨を公告し、又は各株主に通知しなければならない。

4| 第二項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ二十二第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「トシ、第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とあるのは、「ト、第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル第三百七十四条ノ三第一項中「第三百七十四条第一項ノ株主總會ニ先チ」トアルハ「産業活力再生特別措置法第十二条の六第三項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ」ト、「通知シ且總會ニ於テ分割計画書ノ承認ニ反対シタル」トアルハ「通知シタル」トス」とする。

5| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割（当該株式会社が分割により營業を承継する会社となるものに限り、（を）するものに係る商法第三百七十四条ノ二十三第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

6| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割により營業を承継する会社となるものに限り、以下この項において同じ。）をする場合においては、当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による承認（次項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

7| 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ二十三第一項の規定により承認を得ることを要しないこと

とされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

8| 第一項、第二項、第五項及び第六項の場合における商業登記法第八十九条の八第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の六第一項若しくは第五項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項若しくは第六項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従った吸収分割であることを証する書面」とする。

（簡易合併に関する特例）

第十二条の七 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて合併（当該株式会社が合併後存続するものに限る。）をするものに係る商法第四百十三条ノ三第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五十分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と合併をする場合においては、当該合併をする特定関係事業者は、商法第四百八条第一項の規定による承認（次項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第四百十三条ノ三第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4| 前項の特定関係事業者が第二項の合併により消滅する会社である場合における商法第四百十三条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「産業活力再生特別措置法第十二条の七第二項ノ合併ヲ為ス」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「合併ヲ為ス」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第九十条第一項及び第九十一条第一項の規定の適用については、同法第九十条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の七第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録（当該消滅会社が同法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合

にあつては、取締役会の議事録」と、同法第九十一条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の七第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書面」とあるのは「前条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる書面並びに消滅会社の株主総会の議事録（当該消滅会社が同法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録）」とする。

（特定株式等の交付に関する特例）

第十二条の八 認定事業者である株式会社（会計監査人の監査を受けているものに限る。）は、商法第二百九十三条ノ五第一項及び第二項の規定にかかわらず、認定計画に従つて、取締役会の決議により、当該株式会社の株主に対して、特定株式等（特定株式（当該認定事業者の特定関係事業者である株式会社であつて定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがないものの株式をいう。以下この条において同じ。）及び次項において準用する同法第二百二十条第一項の規定により株主に交付すべき金銭その他特定株式の交付に伴つて交付すべきものとして経済産業省令で定める金銭をいう。以下この条において同じ。）を交付することができる。

2| 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第二百三十二条ノ三の規定は、前項の規定により株主に交付すべき特定株式について一株に満たない端数が生じる場合に準用する。

3| 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額（特定株式等（産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ニ規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ノ交付前ニ第一項ノ規定ニ依ル金銭ノ分配（同条第三項ノ規定ニ依リ第一項ノ金銭ノ分配ト看做サレタル特定株式等ノ交付ヲ含ム）ヲ為シタル場合ニ於テハ第一号乃至第四号ノ金額ニ当該分配シタル金銭及積立テタル利益準備金ノ合計額ヲ加エタル額）」と、同条第六項中「看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六但書（第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス」とあるのは「看做ス」と、商法特例法第二十一条の七第三項第十八号中「金銭の分配」とあるのは「金銭の分配及び産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項に規定する特定株式等の交付」とする。

4| 認定事業者である株式会社が、商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行う前に第一項の規定による特定株式等の交付をした場合における当該金銭の分配に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは、「第一号乃至第四号ノ金額並ニ産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ノ規定ニ依リ交付シタル同項ニ規定スル特定株式等ノ価額及積立テタル利益準備金ノ額ノ合計額」とする。

(合併等に際してする特定金銭等の交付に関する特例)

第十二条の九 認定事業者である株式会社が認定計画に従って株式交換、吸収分割又は合併(合併をする株式会社の一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。)を行う場合において、当該認定事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行うために必要かつ適切であることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けるときは、存続会社等(株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社をいう。以下この条において同じ。)は、株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行に代えて、特定金銭等(金銭又は他の株式会社の株式(定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の株式を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)を消滅会社等(株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社をいう。以下この条において同じ。)の株主(吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。)に交付することができる。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書(第四項において「合併契約書等」という。)に記載しなければならない。

一 金銭 各消滅会社等の株主に交付すべき金銭の額及びその合計額

二 他の株式会社の株式 当該他の株式会社の商号並びに各消滅会社等の株主に交付すべきその株式の種類及び数並びに交付すべき株式の種類ごとの総数

2| 特定合併等(前項の規定により特定金銭等を交付して行う株式交換、吸収分割又は合併をいう。以下この条において同じ。)を行う株式会社についての商法第三百五十四条第一項第二号、第三百七十四条ノ十八第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号の規定の適用については、同法第三百五十四条第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号中「株式ノ割当」とあり、並びに同法第三百七十四条ノ十八第一項第二号中「新株ノ割当」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項ニ規定スル特定金銭等ノ交付」とする。

3| 特定合併等(存続会社等が消滅会社等の株主に新株を発行せず、かつ、自己の株式を移転しないものに限る。)を行う場合における消滅会社等については、商法第三百五十三条第六項、第三百七十四条ノ十七第六項本文及び第四百八条第五項前段の規定は、適用しない。

4| 特定合併等を行う場合における存続会社等が特定金銭等としてその親会社(商法第二百十

(削る)

(株式の併合に関する特例)
第十二条の二 (削る)

一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下同じ。)の株式を交付しようとするときは、当該存続会社等は、同項の規定にかかわらず、合併契約書等に記載した交付すべき親会社の株式の総数を超えない範囲において当該親会社の株式を取得することができる。

5| 前項の存続会社等は、特定合併等の効力が生ずる日までの間は、商法第二百十一条ノ二第二項の規定にかかわらず、前項の規定により取得したその親会社の株式を保有することができる。ただし、特定合併等を中止したときは、この限りでない。

6| 特定合併等による変更の登記に係る商業登記法第八十九条の三第一項、第八十九条の八第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

(会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例)

第十二条の十 認定事業者である株式会社が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債(無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ。)を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ十第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2| 認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸収分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ二十第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

(資本等の減少に関する特例)

第十二条の十一 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って行う資本等の減少であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたもの(以下「特定減資等」という。)に係る商法第二百八十九条第二項及び第三百七十五条第一項の規定の適用については、同法第二百八十九条第二項前段中「株主総会ノ決議」とあるのは「取締役会ノ決議」と、同項後段中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「第二号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル金額」と、同法第三百七十五条第一項中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「第三号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル事項ニ付取締役会ノ決議」とする。

一 当該資本等の減少が商法第二百八十九条第二項第一号又は第三百七十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当しないものであること。

二 当該資本等の減少と同時に商法第二百八十条ノ二第一項に規定する新株の発行又は同法第二百一十一条第一項に規定する自己の株式の処分(第四号において「新株の発行等」という。)が行われること。

三 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が商法第二百八十九条第二項第二号に定める金額及び同法第三百七十五条第一項第三号に定める金額の合計額(認定事業者又はその関係事業者が自己の株式を有する場合にあっては、当該合計額に当該自己の株式(前号の規定による処分が行われる場合にあっては、その処分後のもの)につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を加えた額)を超えないこと。

四 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が第二号の規定による新株の発行等及び次項の規定による資本準備金の積立てにより増加する資本等の合計額を超えないこと。

2| 前項第二号の規定による自己の株式の処分をする場合においては、取締役会の決議をもって、当該処分による払込みに係る額から当該自己の株式につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を控除した額の全部又は一部を資本準備金として積み立てることができる。

3| 特定減資等である資本準備金又は利益準備金の減少については、商法第二百八十九条第二項の規定にかかわらず、その全額を減少することができる。

4| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等を行う場合においては、商法第三百七十六条第一項本文(同法第二百八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による催告は、することを要しない。

5| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る商法第二百一十四条第一項の規定の適用については、同項前段中「第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「取締役会ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない。

一 当該株式の併合と同時に商法第二百一十一条第二項の規定により一単元の株式の数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に一単元の株式の数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

6| 特定減資等による変更の登記に係る商業登記法第八十七条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第一号中「公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告)をしたこと並びに」とあるのは「公告をしたこと及び」

(削る)

(削る)

(削る)

1| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る会社法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とする。

一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

(削る)

21 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業活力再生特別措置法第十二条の二第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第十三条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この条において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領及び当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 （略）

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務）

第十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画（事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。）又は認定事業革新設備導入計画に従つて事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 （略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

とする。

71 第五項の場合における商業登記法第八十五条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

（営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第十三条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この条において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる営業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該営業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該営業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下同じ。）に対して各別に、当該営業の全部又は一部の譲渡の要領及び当該営業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 （略）

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該営業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務）

第十四条 （同上）

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画（事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。）又は認定事業革新設備導入計画に従つて事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 （略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律

第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 創業者（第二条第七項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。）が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（削る）

第二十六条 （同上）

一 創業者（第二条第七項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。）が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第三十九条 認定事業者の特定関係事業者である株式会社の取締役若しくは執行役（商法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）又は清算人（商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む。）は、第十二条の五第三項又は第十二条の六第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、百万円以下の過料に処する。

改正案

現行

(設立の手續) 第四十三条 (略)	(設立の手續) 第四十三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、特許業務法人の定款について準用する。	(新設)
(定款の変更) 第四十七条 特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。	(定款の変更) 第四十七条 (新設)
2 (略)	1 (略)
(解散) 第五十二条 特許業務法人は、次に掲げる理由によって解散する。 一 四 (略) 五 解散を命ずる裁判 六 (略)	(解散) 第五十二条 (略) 一 四 (略) 五 解散を命じる裁判 六 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(合併) 第五十三条 (略)	(合併) 第五十三条 (略)
2 合併は、合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。	2 合併は、合併後存続する特許業務法人又は合併によって成立した特許業務法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。
3 特許業務法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する特許業務法人にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	3 特許業務法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によって設立した特許業務法人にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人は、当該合併により消滅する特許業務法人の権利義務を承継する。	(新設)
(債権者の異議等) 第五十三条の二 合併をする特許業務法人の債権者は、当該特許業務法人に対し、合併について異議を述べることができる。	(新設)

2| 合併をする特許業務法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する特許業務法人及び合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、合併をする特許業務法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする特許業務法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、特許業務法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立

（新設）

てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

第五十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四号から第六百九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は特許業務法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは一名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百七十七条第一項及び第二項並びに第六百八十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百七十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六号から第六百七十三号まで、第六百七十五条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十八号第一項、第六百六十九号、第六百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六百七十一号、第六百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第六百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第六百七十五条並びに第六百七十六号の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八号第一項及び第六百六十九号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八号第一項及び第六百六十九号中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三号第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第五十五条第一項において準用す

（民法の準用等）

第五十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三百二十六条第一項、第三百三十四条から第三百三十五条ノ五まで、第三百三十五条ノ八、第三百三十六号から第三百三十七号まで、第三百三十八号及び第三百三十八号ノ三の規定は、特許業務法人について準用する。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六号までの規定は特許業務法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八号及び第五十九号の規定は特許業務法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、同法第五十八号及び第五十九号第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

る第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、特許業務法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、特許業務法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 商法第六十八條、第六十九條及び第七十二條から第七十五條までの規定は、特許業務法人の内部の關係について準用する。

4 商法第七十六條から第八十三條までの規定は、特許業務法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七條から第九十三條までの規定は、特許業務法人の社員の脱退について準用する。

6 商法第百條第一項から第四項まで及び第六項、第百三條から第百六條まで並びに第百九條から第百十一條までの規定は特許業務法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は特許業務法人がこの項において準用する同法第百條第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁理士法第五十五條第六項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項（第百四十七條において準用する場合を含む。）」又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「弁理士法第五十五條第六項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法

7 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 (削る)
(略)

第八十一条の二 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 二 第五十三条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「弁理士法第五十五条第六項において準用する第四百六十二条」と読み替えるものとする。

7 商法第六百六条から第九百九条まで、第二百二十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条第一項及び第四項、第三百三十一条から第三百三十三条まで、第三百三十四条ノ二から第三百三十六条まで、第三百三十八条並びに第四百三十三条から第四百五十五条までの規定は、特許業務法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七十七条第二項及び第二百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「弁理士法第五十二条第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

8 商法第六百六十七条の規定は、特許業務法人の定款について準用する。
9 (略)

第八十一条の二 第五十五条第六項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 二 第五十五条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 三 定款又は第五十五条第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第五十五条第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項（同法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 五 第五十五条第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。
- 六 第五十五条第七項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十五条第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第五十五条第六項において準用する商法第四百六十七条第二項

三 第五十三條の二第六項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して、同條の調査を求めなかつたとき。 四 定款又は第五十五條第一項において準用する会社法第六百十五條第一項の會計帳簿若しくは第五十五條第一項において準用する同法第六百十七條第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 六 第五十五條第二項において準用する会社法第六百五十六條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。 七 第五十五條第二項において準用する会社法第六百六十四條の規定に違反して財産を分配したとき。 八 第五十五條第二項において準用する会社法第六百七十條第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。	各号又は第五十五條第六項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者
---	--

改正案	現行
（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券） 第十四条（略） 2（5）（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）	（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券） 第十四条（略） 2（5）（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〃八（略）

2〃4（略）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二条（略）

2〃5（略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

（定義）

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〃八（略）

2〃4（略）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二条（略）

2〃5（略）

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

改正案

現行

附則

（社債及び借入金）

第二十五条 指定会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、社債を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債を発行し、当該社債の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 四 （略）

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 八 （略）

附則

（社債及び借入金）

第二十五条 指定会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第三十六条 （同上）

一 四 （略）

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 八 （略）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

第九条から第十一条まで 削除

第九条 この法律の施行の際現に存する旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

2| 旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けた者（前項に規定する確認株式会社又は確認有限会社を設立した者を除く。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3| 前項に規定する者が、この法律の施行後に設立する同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

4| この法律の施行の際旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出している者については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5| 前項に規定する者が、この法律の施行後に同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けて設立する同項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

第十条 旧新事業法第十条の十八第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録した定款の認証を受けた者が、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出する場合には、その確認に係る同項に規定する確認株式会社又は同条第二項に規定する確認有限会社については、その確認を受けた際に、新法第三条の十九第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の変更があったものとみなす。

第十一条 前条に規定する者が旧新事業法第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を株式申込証の用紙に記載し株主を募集した場合において、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出するときは、その確認に係る同項に規定する確認株式会社の株式申込証の用紙には新法第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨の記載があるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条第四項及び第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条第四項、第九条第一項、第三項及び第五項並びに第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正案

現行

(名称) 第九条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条の規定を準用する。	(名称) 第九条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条までの規定を準用する。
(組合員の職務を代行する者) 第二十三条 仮処分命令により選任された組合員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、組合の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行った組合員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、組合員は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 3 第一項の裁判所の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(商法及び非訟事件手続法の準用) 第二十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により組合員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 前項の組合員の職務を代行する者については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ五の規定を準用する。この場合において、同項中「会社（親会社）（商法第二百一十一条ノ二第一項）（有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）」ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と読み替えるものとする。
(清算人) 第三十九条 (略) 2 (略) 3 裁判所は、前項の規定により清算人を選任した場合には、組合員が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。 (解散及び清算についての準用規定) 第五十三条 第二十三条の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ハ及び第三号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(清算人) 第三十九条 (略) 2 (新設) (商法等の準用) 第五十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 前項の清算人の職務を代行する者については、第二十三条第二項の規定を準用する。

(削る)

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三百三十二条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第七十六条 第九条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

3|

組合の解散及び清算については、非訟事件手続法第百三十六条前段、第百三十七条前段、第百三十八条、第百三十八条ノ三、第百三十八条ノ五、第百三十八条ノ六、第百三十八条ノ七第一項、第百三十九条(第一号に係る部分に限る。)及び第百四十条の規定を準用する。この場合において、同法第百三十六条中「会社ノ本店所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所所在地」と、同法第百三十九条中「会社ノ本店及び支店ノ所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所及び従たる事務所所在地」と読み替えるものとする。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第百七条から第百二十条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第七十六条 第九条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者

次（イ）のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 〱チ（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一十号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五

（定義）

第二条 （同上）

一 中小企業者

次（イ）のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 〱チ（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 （同上）

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条

条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（株式、社債及び借入金）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十七条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第十七条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第八条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第九条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（財務大臣との協議）

第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条（会社

（新株、社債及び借入金）

第四条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第九条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（財務大臣との協議）

第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条（会社

の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十五条 (略)

21 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四・五 (略)

六 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 (略)

附則

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第六条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十五条 (略)

(新設)

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四・五 (略)

六 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 (略)

附則

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。